

# 広島市情報公開・個人情報保護審査会の公開に関する取扱要領に係る傍聴要領の改正について

## (改正の趣旨)

広島市個人情報保護条例第5条第1項において、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で行わなければならないと規定されていることから、下記の下線部分を追加する。

## 傍 聴 要 領

### 1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の5分前までに、原則として、受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示に従って、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴者の遵守事項

- (1) 以下に該当する方は、会議を傍聴することができません。
  - ア 酒気を帯びていると認められる者
  - イ 凶器の類その他他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
  - ウ はち巻き、ビラ、プラカード、旗の類その他議事を妨げるおそれのある物品を携帯し、又は着用している者
  - エ その他円滑な議事の運営を妨げ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 会議の開催中は、静かに傍聴し、以下の事項を守ってください。
  - ア 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
  - イ 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れることその他議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - ウ 飲食又は喫煙をしないこと。
  - エ 会場内で携帯電話を使用しないこと。
  - オ 写真撮影又は録画・録音を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
  - カ その他会議の場の秩序を乱し、又は議事の妨げとなるようなことをしないこと。

### 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議場においては、会長又は事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 上記2(2)の事項が遵守されない場合、退場していただくことがあります。